公　示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和８年 11 月 20 日

収支等命令者
佐賀県立名護屋城博物館統括副館長

１　業務内容

(1) 業務名	前田利家陣跡建物復元考証 VR コンテンツ制作用設計図作成業務委託
(2) 業務の仕様等	別紙業務委託仕様書による
(3) 履行期間	契約締結の日から令和９年３月 15 日まで
(4) 履行場所	佐賀県立名護屋城博物館（佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3）が指定する場所
(5) 契約上限額	３，３６６，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

２　参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 公募開始の日の６か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

(1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(8)までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3　手続等に関する事項

(1) 担当課　佐賀県立名護屋城博物館　学芸課

郵便番号 847-0401　佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3

電話　0955-82-4906

ファックス番号　0955-82-5664

電子メールアドレス　nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和８年 11 月 20 日（金）から佐賀県ホームページに掲載する。

4　説明会の日時及び場所

(1) 日時　令和８年 11 月 26 日（木）15 時 00 分～

(2) 場所　佐賀県立名護屋城博物館　１階　図書閲覧室

(3) 説明会に参加する場合は、11 月 25 日 17 時までに、メールか電話で連絡すること。

5　参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限　令和８年 12 月４日（金）午後５時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和８年 12 月８日（火）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6　提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。

(2) 提出期限　令和８年 12 月 14 日（月）17 時まで

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7　プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時　令和８年 12 月 15 日（火）15 時～

(2) 場所　佐賀県立名護屋城博物館　１階　図書閲覧室

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

(4) 留意事項

ア　ヒアリング時間は１者あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑 10 分程度）とする。

イ　モニターの使用を希望する場合は、館で用意するため事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

8　結果の通知

令和８年 12 月 16 日（水）までにすべての参加者に対し連絡する。その後すみやかに書面で通知する。

9　評価に関する事項

(1) 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。なお、会社概要及び監修を受けた設計考証の実績は、プレゼンテーション時に聴取し評価する。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(4) 必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

10　その他

(1) 契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ　次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ｱ) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ｳ) その他、随意契約を締結する場合において契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア　参加する資格のない者が行った場合

イ　本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ　見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ　１人で２以上の提案をした場合

オ　代理人でその資格のない場合

カ　提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア　参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２人以上あるときは、評価基準の「２．実施体制及び業務遂行能力に対する評価」の評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

ア　参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じな

ければならない。

イ　企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

説明書による。